

株主各位

第22回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- 事業報告
「会計監査人の状況」
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況」
- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

(2022年1月1日～2022年12月31日)

株式会社バリューHR

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況

①業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人（以下「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎となる「企業倫理規程」に基づき、役職員の法令・定款及び経営理念の遵守に関する指針として「コンプライアンス行動基準」を定め、役職員への周知徹底を図る。
- (ii) 当社グループのコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス担当役員と各部門のコンプライアンス担当責任者は、コンプライアンス実践体制を構築する。
- (iii) 内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門のコンプライアンス担当責任者と連携してモニタリングを実施する。
- (iv) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報体制を整備し、「内部通報規程」に基づき、その運用を行う。
- (v) 監査等委員である取締役は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (vi) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たない。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役が当該情報を求めたときは、適時にそれらを提供できる状態に管理する。

ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 当社グループは、必要に応じて社内規則またはガイドライン等を制定し、マニュアルの作成・配布、教育及び内部監査を実施して、当社グループの損失の危険を

回避・予防し、または管理するものとする。

- (ii) 緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、「経営危機管理規程」に基づき、対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

ニ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、事業計画に基づき、計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、月次の利益計画を策定し、予実管理を行う。
- (ii) 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。各統括部門を担当する取締役は、取締役会において年度事業計画の進捗状況及び具体的な実行施策を報告し、効率的な業務遂行体制を構築、実施する。
- (iii) 「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」等に基づき、取締役ごとの役割と責任を明確化するとともに、意思決定プロセスの簡素化等により経営における意思決定の迅速化を図る。また、重要事項については、取締役会の合議により慎重な意思決定を行う。

ホ. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社のコンプライアンスポリシー（企業倫理規程、コンプライアンス行動基準）及び内部統制システムを準用し、その周知徹底を図る。
- (ii) 当社子会社における重要事項は、「関係会社管理規程」に基づき、当社経営会議または取締役会の付議事項とし、経営会議または取締役会における意思決定を通じて、子会社における適正な経営体制の構築に努める。
- (iii) 監査等委員である取締役は内部監査室と連携し、当社子会社に対する内部統制体制に関する監査を実施する。

ヘ. 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (i) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の同意のもとに、補助すべき使用人として、監査計画に従い必

要な人員を配置する。

- (ii) 監査等委員会及び監査等委員である取締役を補助する使用人は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）から指揮命令を受けないこととする。
- (iii) 当該使用人の人事評価は監査等委員である取締役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得る。

ト．当社グループの役職員が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (i) 監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要事項の報告を求めることができる。
- (ii) 役職員は、当社グループ各社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員である取締役に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実を知ったときは監査等委員である取締役に遅滞なく報告する。
- (iii) 当社グループは、監査等委員である取締役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

チ．その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社グループの役職員は、監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備するよう努める。
- (ii) 監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保する。
- (iii) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員である取締役または監査等委員会からの適時な報告に対して、真摯に受け止める。
- (iv) 監査等委員である取締役がその職務執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、速やかにそれを処理する。

リ．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社グループでは、上記基本方針に掲げた体制を整備し基本方針に沿った運用を行っておりますが、その主要事項について当事業年度における概況は以下のとおりです。

イ. コンプライアンスへの取り組みについて

コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な教育を実施することとしており、当事業年度においては、全役職員に対し、企業におけるコンプライアンスの重要性、企業行動指針、内部通報制度、情報セキュリティなどについての教育を実施しました。

内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程などの遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務対応が適切になされているかについても確認しております。

ロ. リスクマネジメントに対する取り組みについて

リスクマネジメントについては、経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしております。毎年、リスクの識別、分類、分析、評価を見直し、対応策の実施状況の検証を行うこととしており、当事業年度においてもこれらを実施いたしました。

ハ. 取締役の職務執行状況について

取締役会は社外取締役5名を含む取締役9名で構成され、当事業年度において、取締役会は17回開催され、当社取締役会規程に定める重要事項の決定、並びに経営全般にわたる問題への対応、検討を行っております。また、経営会議が毎月開催され、各事業本部から業務進捗の報告がなされるとともに、リスク情報や問題提起に対する検討、解決に向けた意思決定を行っております。

ニ. 監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査の状況について

監査等委員である取締役は経営会議及び取締役会へ出席することにより、取締役の職務執行が適切になされているかを確認しております。監査等委員会は、当事業年度において12回開催し、内部監査室、会計監査人と定期的にミーティングを行い、情報や課題を共有しています。

ホ. 財務報告の信頼性確保の取り組みについて

内部監査室が、各業務プロセスにおける内部統制の有効性を評価し、その評価結果については会計監査人が点検して必要な改善を指摘しております。これら活動を通じ、社内各部門に対し内部統制システムの重要性和遵守の意識徹底を図りました。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度 期首残高	1,556,859	1,538,791	2,419,375	△241,381	5,273,646	△9,467	△9,467	3,500	4,419	5,272,098
当連結会計年度 変動額										
新株の発行	17,712	17,712			35,424					35,424
剰余金の配当			△434,098		△434,098					△434,098
親会社株主に 帰属する 当期純利益			880,807		880,807					880,807
自己株式の取得				△277,726	△277,726					△277,726
自己株式の処分		99,228		182,833	282,062					282,062
株主資本以外の 項目の当連結会 計年度変動額 (純額)						△115,059	△115,059	1,913	△327	△113,473
当連結会計年度 変動額合計	17,712	116,940	446,708	△94,892	486,468	△115,059	△115,059	1,913	△327	372,994
当連結会計年度 末残高	1,574,571	1,655,731	2,866,083	△336,273	5,760,114	△124,526	△124,526	5,414	4,091	5,645,093

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

(株)バリューネットワークス

(株)バリューヘルスケア

(株)バリューHRベンチャーズ

(株)健診予約.com

オンライン・ドクター(株)

当社はすべての子会社を連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社の数 2社

会社等の名称

(株)ニュートリション・バランス

バリューHRベンチャー1号ファンド有限責任事業組合

(持分法を適用していない理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～38年
機械及び装置	10年
その他(工具器具備品)	3年～15年

ロ. 無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき、株式給付引当金を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ. バリューカフェテリア事業

バリューカフェテリア事業では、自社開発したバリューカフェテリア®システムを用いて、健康保険組合の保健事業(福利厚生事業)の総合的な運営支援ならびに企業の健康管理支援、福利厚生の省力化と健康経営の実施支援サービスを提供しております。また、当事業は健康管理に付随する事務代行サービス、並びに健診機関への業務支援サービス等を提供しております

システム等の利用料につきましては、月額で請求するものと複数月単位で請求するものがあり、複数月にわたる利用料は、当該期間に従い履行義務が充足されるため、当該期間で按分し収益を認識しております。

福利厚生事業におけるカフェテリアプランの提供につきましては、カフェテリアプランを利用した顧客とベンダーの間の手数料収入であり、顧客の購買時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

健康管理に付随する事務代行サービス、並びに健診機関への業務支援サービス等につきましては、業務完了時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. HRマネジメント事業

HRマネジメント事業では、健康保険組合の新規設立・分割・合併支援のコンサルティング、BPOサービス（健康保険組合等からの業務受託収入）及び人材派遣等のサービスを提供しております。

コンサルティング業につきましては、コンサルティング業務提供期間につれて履行義務が充足されるため、契約書の契約期間に基づき期間按分し収益を認識しております。

BPOサービスにつきましては、BPO業務提供につれて履行義務が充足されるため、当該提供時点で収益を認識しております

人材派遣業につきましては、労働者派遣期間につれて履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップであるため、有効性の評価は省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当連結会計年度より「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	2,217,592千円
土地	6,238,537千円
計	8,456,130千円

② 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	422,976千円
長期借入金	5,771,016千円
計	6,193,992千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 979,089千円

(3) 財務制限条項

当連結会計年度の借入金のうち、当社のシンジケーション方式タームローン契約（極度額6,500,000千円）には以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額又は2017年12月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

一年内返済予定の長期借入金	324,528千円
長期借入金	5,598,108千円
計	5,922,636千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 26,660,000株

(注) 発行済株式数は、2022年4月1日付の普通株式1株につき2株の株式分割により13,287,600株、新株予約権の権利行使による新株発行により102,400株、それぞれ増加しております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年2月14日 取締役会	普通株式	209,805	16.0	2021年12月31日	2022年3月15日
2022年8月12日 取締役会	普通株式	224,293	8.5	2022年6月30日	2022年8月22日

(注) 1. 2022年2月14日取締役会決議による配当金の総額には、従業員株式給付信託の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式60,000株に対する配当金960千円が含まれております。

2. 2022年8月12日取締役会決議による配当金の総額には、従業員株式給付信託の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式127,600株に対する配当金1,084千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	250,877	9.5	2022年12月31日	2023年3月14日

(注) 2023年2月14日取締役会決議による配当金の総額には、従業員株式給付信託の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式126,800株に対する配当金1,204千円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権	
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	21,600株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。又、一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金、リース投資資産及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、預り金及び営業預り金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後7年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(4)④ 重要なヘッジ会計の方法〕をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等のリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、販売管理規程に従い、取引相手ごとに与信限度額を設定しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（株価や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については主に業務上の関係を有する株式及び余資運用の株式・債券等を保有しており、定期的に時価の把握を行っております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引は、管理規程に従い、担当事業本部長の起案により、取締役会で承認されたもののみを実行するものとし、経理担当者が取引、残高管理、期間損益や時価評価等の損益管理、各種リスク管理を行います。

- ④ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社は、経理担当者が適時に資金繰表を作成するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ⑤ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定した価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません（(注)参照）。また、現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、契約負債、預り金、営業預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) リース投資資産	101,224 千円	97,178 千円	△4,045 千円
(2) 投資有価証券	718,459	718,459	—
(3) 長期借入金（1年内に返済する長期借入金を含む。）	△6,511,590	△6,196,392	315,197
(4) リース債務（1年内に返済するリース債務を含む。）	△117,465	△114,263	3,202
(5) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、△で表示しております。

(注)市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	72,885 千円

これらについては、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における調整されていない相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	718,459	—	—	718,459

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	97,178	—	97,178
長期借入金（1年以内に返済する長期借入金を含む。）	—	△6,196,392	—	△6,196,392
リース債務（1年以内に返済するリース債務を含む。）	—	△114,263	—	△114,263

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース投資資産

リース投資資産の時価は、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規取引を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内に返済する長期借入金を含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

リース債務（1年以内に返済するリース債務を含む。）

リース債務の時価は、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規取引を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて表示しております（上記「長期借入金（1年以内に返済する長期借入金を含む。）」参照）。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都に本社ビル（土地を含む）を所有しております。一部のフロアを賃貸しているため、賃貸等不動産には自社で使用している部分も含めております。

当該賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度末の時価は、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	8,490,284千円	9,187,132千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、前連結会計年度に取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価評価しており、その他の物件については、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額であります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下の通りであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	連結計算書類計上額
	バリューカフェテリア事業	HRマネジメント事業	計		
売上高					
カフェテリア	1,288,662	—	1,288,662	—	1,288,662
ヘルスケアサポート	3,367,960	—	3,367,960	—	3,367,960
健保運営事業等サービス	—	1,215,614	1,215,614	—	1,215,614
顧客との契約から生じる収益	4,656,623	1,215,614	5,872,237	—	5,872,237
その他の収益 (注)	179,850	116,228	296,079	—	296,079
外部顧客への売上高	4,836,474	1,331,842	6,168,316	—	6,168,316

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項

④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	552,028千円	526,472千円
契約負債	301,601千円	354,722千円

当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度の期首の契約負債に含まれていた金額は、301,264千円です。

② 残存履行義務に配分された取引価格

当社グループでは、予想契約期間が1年を超える重要な契約はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 214円43銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 33円58銭 |

9. その他の注記

(ストック・オプション等関係)

- (1) スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
売上原価 株式報酬費用 1,011千円
販売費及び一般管理費 株式報酬費用 6,175千円
- (2) スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名
現金及び預金 4,585千円
- (3) 権利不行使による失効により利益として計上した金額
特別利益 新株予約権戻入益 5,863千円

(4) ストック・オプションの内容、規模及び変動状況

① ストック・オプションの内容

	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第20回 新株予約権	第21回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 28名	当社取締役 6名 当社従業員 18名	当社取締役 4名 当社従業員 2名	当社取締役 4名 当社従業員 5名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数（注）1、7	普通株式 408,000株	普通株式 280,000株	普通株式 22,000株	普通株式 30,800株
付与日	2016年3月1日	2017年3月1日	2021年4月1日	2022年3月1日
権利確定条件	(注) 2、3	(注) 2、4	(注) 2、5	(注) 2、6
対象勤務期間	2016年3月1日から 権利確定日まで	2017年3月1日から 権利確定日まで	2021年4月1日から 権利確定日まで	2022年3月1日から 権利確定日まで
権利行使期間	自 2017年4月1日	自 2018年4月1日	自 2023年4月1日	自 2024年3月1日
	至 2022年3月31日	至 2023年3月31日	至 2028年3月31日	至 2029年2月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人等であることを権利確定条件としております。
3. 新株予約権者は、2016年12月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が381百万円以上の場合、当該有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとしています。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。
4. 新株予約権者は、2017年12月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、売上高が2,858百万円以上、かつ、営業利益が415.1百万円以上の場合、当該有価証券報告書の提出日の

翌月1日から行使することができるものとしています。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。

5. 新株予約権者は、2021年12月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が940百万円以上の場合、本新株予約権を行使することができるものとしています。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。
6. 当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いましたので、「ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

② ストック・オプションの規模及び変動状況

当連結会計年度（2022年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

イ. ストック・オプションの数

	第16回 新株予約権 (注)	第17回 新株予約権 (注)	第20回 新株予約権 (注)	第21回 新株予約権 (注)
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	22,000	—
付与	—	—	—	30,800
失効	—	—	—	30,800
権利確定	—	—	22,000	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	61,600	109,600	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	32,000	88,000	—	—
失効	29,600	—	—	—
未行使残	—	21,600	—	—

(注) 2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いましたので、当該分割後の株式数に換算して記載しております。

ロ. 単価情報

	第16回 新株予約権 (注)	第17回 新株予約権 (注)	第20回 新株予約権 (注)	第21回 新株予約権 (注)
権利行使価額 (円)	217	316	799	1,230
行使時平均株価 (円)	2,572	1,434	—	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	1,195	5,821	53,300	87,700

(注) 2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いましたので、当該分割後の価格に換算して記載しております。

(4) ストック・オプションの単位当たりの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第21回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

イ. 使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

ロ. 主な基礎数値及び見積方法

	第21回ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	43.11%
予想残存期間 (注) 2	4.5年
予想配当 (注) 3	19.5円/株
無リスク利率 (注) 4	0.001%

(注) 1. 「適用指針」の取り扱いに準じて以下の条件に基づき算出しております。

- (1) 株価情報収集期間：2017年8月30日から2022年3月1日
 - (2) 価格観察の頻度：週次
 - (3) 異常情報：なし
 - (4) 企業をめぐる状況の不連続的変化：なし
2. 権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定して見積もっております。
 3. 直近の配当予想に基づき算定しております。
 4. 評価基準日における償還年月日2026年9月20日の長期国債344の国債のレートであります。

(5) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員に対するインセンティブ・プランの一環として、当社の中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への当社従業員の貢献意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は従業員に対し、株式給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給要件を満たした場合には、当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映されるため、従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、154,355千円、126,800株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権（有償ストック・オプション）の発行)

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を含む。）及び従業員に対し、第22回新株予約権を発行することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 新株予約権を発行する理由

当社役職員が一体となり、事業の拡大、企業価値の増大、株主利益への貢献を果たすため、より一層の意欲及び士気を高めることを目的として、当社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 50,100株

(3)新株予約権の発行価額

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、21,000円とする。

(4)新株予約権の総数

501個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 100株）

(5)新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役及び従業員 14名

(6)新株予約権を行使することができる期間

2024年 3 月 1 日から2029年 2 月28日まで

(7)新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権 1 個当たり 165,000円（1 株当たり 1,650円）

(8)新株予約権の割当日

2023年 3 月 1 日

(9)新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、2023年12月期に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が1,300百万円以上の場合、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計 合	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合						
当 期 首 高	1,556,859	1,538,791	-	1,538,791	2,160,133	2,160,133	△241,381	5,014,404	△9,467	△9,467	3,500	5,008,437
当 期 変 動 額												
新 株 の 発 行	17,712	17,712		17,712				35,424				35,424
剰 余 金 の 配 当					△434,098	△434,098		△434,098				△434,098
当 期 純 利 益					840,712	840,712		840,712				840,712
自 己 株 式 の 取 得							△277,726	△277,726				△277,726
自 己 株 式 の 処 分			99,228	99,228			182,833	282,062				282,062
株 主 資 本 以 外 の 項 目 期 変 動 額 (純 額)									△115,059	△115,059	1,913	△113,145
当 期 変 動 額 合 計	17,712	17,712	99,228	116,940	406,613	406,613	△94,892	446,373	△115,059	△115,059	1,913	333,227
当 期 末 高	1,574,571	1,556,503	99,228	1,655,731	2,566,747	2,566,747	△336,273	5,460,777	△124,526	△124,526	5,414	5,341,665

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（附属設備）	3年～38年
構築物	10年～20年
機械及び装置	10年
工具器具備品	3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、株式給付引当金を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ. バリュースカフェテリア事業

バリュースカフェテリア事業では、自社開発したバリュースカフェテリア®システムを用いて、健康保険組合の保健事業（福利厚生事業）の総合的な運営支援ならびに企業の健康管理支援、福利厚生の省力化と健康経営の実施支援サービスを提供しております。また、当事業は健康管理に付随する事務代行サービス、並びに健診機関への業務支援サービス等を提供しております。

システム等の利用料につきましては、月額で請求するものと複数月単位で請求するものがあり、複数月にわたる利用料は、当該期間に従い履行義務が充足されるため、当該期間で按分し収益を認識しております。

福利厚生事業におけるカフェテリアプランの提供につきましては、カフェテリアプランを利用した顧客とベンダーの間の手数料収入であり、顧客の購買時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

健康管理に付随する事務代行サービス、並びに健診機関への業務支援サービス等につきましては、業務完了時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. HRマネジメント事業

HRマネジメント事業では、健康保険組合の新規設立・分割・合併支援のコンサルティング、BPOサービス（健康保険組合等からの業務受託収入）及び人材派遣等のサービスを提供しております。

コンサルティング業につきましては、コンサルティング業務提供期間につれて履行義務が充足されるため、契約書の契約期間に基づき期間按分し収益を認識しております。

BPOサービスにつきましては、BPO業務提供につれて履行義務が充足されるため、当該提供時点で収益を認識しております

人材派遣業につきましては、労働者派遣期間につれて履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段…金利スワップ
 - ヘッジ対象…借入金
- ③ ヘッジ方針
 - 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
 - 特例処理による金利スワップであるため、有効性の評価は省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当事業年度より「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	2,217,592千円
土地	6,238,537千円
計	8,456,130千円

② 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	422,976千円
長期借入金	5,771,016千円
計	6,193,992千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 970,526千円

(3) 財務制限条項

当事業年度の借入金のうち、当社のシンジケーション方式タームローン契約（極度額6,500,000千円）には以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額又は2017年12月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

一年内返済予定の長期借入金	324,528千円
長期借入金	5,598,108千円
計	5,922,636千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	27,547千円
短期金銭債務	210,094千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	74,409千円
仕入高	133千円
営業取引以外の取引高	1,407千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 378,610 株

(注) 当事業年度末における自己株式数のうち、従業員向け株式給付信託にかかる信託口が所有する株式数は、126,800株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	2,624千円
敷金保証金償却額	9,221千円
未払費用	1,607千円
未払事業税	18,372千円
従業員株式給付引当金	22,417千円
その他有価証券評価差額金	54,958千円
その他	3,452千円
繰延税金資産合計	112,653千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社バリュ ーヘルステア	所有 直接100%	役員の兼任	資金の返済	180,000	短期借入金	180,000
				資金の借入	180,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報について、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 203円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 32円05銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権（有償ストック・オプション）の発行)

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を含む。）及び従業員に対し、第22回新株予約権を発行することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1)新株予約権を発行する理由

当社役職員が一体となり、事業の拡大、企業価値の増大、株主利益への貢献を果たすため、より一層の意欲及び士気を高めることを目的として、当社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 50,100株

(3)新株予約権の発行価額

本新株予約権1個当たりの発行価額は、21,000円とする。

(4)新株予約権の総数

501個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株）

(5)新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役及び従業員 14名

(6)新株予約権を行使することができる期間

2024年3月1日から2029年2月28日まで

(7)新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個当たり 165,000円（1株当たり 1,650円）

(8)新株予約権の割当日

2023年3月1日

(9)新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、2023年12月期に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が1,300百万円以上の場合、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

以 上